

2027 国際園芸博覧会推進委員会 規約

令和 2 年 11 月 6 日制定

(名称)

第 1 条 本会は、2027 国際園芸博覧会推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 委員会は、事務所を横浜市中区に置く。

(目的)

第 3 条 委員会は、行政機関、経済界、各種団体等の協力により、2027 年の横浜における国際園芸博覧会の開催組織の設立準備等を行うとともに、全国的な機運醸成等を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際園芸博覧会の開催組織の設立準備等に関する事業
- (2) 国際園芸博覧会の広報 PR・機運醸成等に関する事業
- (3) 国際園芸家協会（AIPH）への対応等に関する事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(委員)

第 5 条 第 3 条の目的に賛同する団体から選出され、就任承諾の手続を経た者を委員会の委員とする。

2 委員の任期は、委員会の設立の日から解散の日までとする。

3 委員がその属する団体の役職を離れたときは、その後任者が委員を引き継ぐものとする。

4 委員には、報酬を支給しない。

(役員)

第 6 条 委員会に次の役員を置き、委員の中から各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会長 一般社団法人 日本経済団体連合会会長
- (2) 会長代行 横浜市長
横浜商工会議所会頭

- (3) 副会長 一般社団法人 神奈川経済同友会代表幹事
一般社団法人 神奈川県経営者協会会長
一般社団法人 神奈川県商工会議所連合会会頭
一般社団法人 日本造園建設業協会会長
- (4) 顧問 神奈川県知事
公益社団法人 経済同友会代表幹事
日本商工会議所会頭

(役員職務)

第7条 役員職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 会長代行は、会長を補佐する。
- (3) 副会長は、会長及び会長代行を補佐する。
- (4) 顧問は、委員会からの相談に応じるとともに、委員会の事業を支援する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長に指名された会長代行がその職務を代理する。

(監事)

第8条 委員会に、監事を置く。

- 2 監事は、会長が委嘱する。
- 3 監事の任期については、第5条第2項の規定を準用する。
- 4 監事は、委員会の会計について監査を行い、毎年度、委員会に報告を行う。
- 5 監事には、報酬を支給する。

(総会)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年度、1回開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 総会は、会長が招集し、及びその議長となる。
- 5 総会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) その他委員会の運営に関する重要な事項
- 6 総会は、委員の過半数が出席（オンラインによる参加を含む）しなければ開催することができない。
- 7 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 8 やむを得ない理由のため、総会に出席できない委員は、あらかじめ書面で表決し、又は指定する者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第6項及び第7項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 9 会長は、必要に応じて、総会の議事に関係のある者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 10 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき等は、総会に付議すべき事案を記載した書面又は電磁的記録により委員にその可否等を問うことにより総会の議決を行うことができる。

(役員会)

第10条 会務の円滑な執行を図るため、委員会に役員会を置く。

- 2 役員会は、第6条に規定する役員をもって構成し、総会の議決した事項の執行に関する事項その他委員会の業務の執行に関する事項に関して、協議し、及び決定する。
- 3 前項に定めるもののほか、役員会の構成その他役員会に関し必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第11条 委員会の事務を処理するため、事務局を横浜市都市整備局に置く。

- 2 事務局に事務局長その他職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が指名し、事務局の事務を統括する。
- 4 事務局の構成、会計事務その他事務局の運営に関する事項は、事務局長が定める。

(部会)

第12条 第3条の目的を達成するために必要な事項について検討を行うため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ会長が指名する。
- 3 部会の構成員は、委員会の委員が属する団体の関係者等から選定し、部会長が指名する。
- 4 部会は、会長の命を受け、必要な事項を調査検討し、委員会に報告する。

(オブザーバー)

第13条 農林水産省及び国土交通省の職員を部会のオブザーバーとすることができる。

- 2 オブザーバーは、必要に応じて助言を行う。

(費用)

第 14 条 委員会の運営及び事業に要する費用は、横浜市からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

(寄附)

第 15 条 委員会は、事業者、各種団体等からの寄附を受けることができる。

(会計年度)

第 16 条 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
ただし、委員会設立初年度は、設立の日からその日以降最初に到達する 3 月 31 日までとする。

(出納閉鎖)

第 17 条 出納は、会計年度の翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。

(解散)

第 18 条 委員会は、総会の議決を経て解散する。

(残余金)

第 19 条 決算に残余金が生じた場合は、委員会において審議し、その取り扱いを決定する。

(残余財産)

第 20 条 委員会が解散するときに有する残余財産については、総会において審議し、その取り扱いを決定する。

(委任)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和 2 年 11 月 6 日から施行する。